

第 51 回衆議院議員総選挙等に伴う在外投票の実施について

令和 8 年 1 月 27 日

第 51 回衆議院議員総選挙及び第 27 回最高裁判所裁判官国民審査に伴う在外投票が以下のとおり実施されます。在外選挙人証をお持ちの方は、「在外公館等投票」、「郵便等投票」、「日本国内における投票」のうちいずれかを選択して投票してください。

1 選挙の日程

- ・ 公示日 : 令和 8 年 1 月 27 日 (火)
- ・ 在外公館等投票開始日 : 令和 8 年 1 月 28 日 (水)
- ・ 日本国内の投票日 : 令和 8 年 2 月 8 日 (日)

2 各投票方法について

在外公館等投票

投票期間 : 令和 8 年 1 月 28 日 (水) から 1 月 31 日 (土) まで

投票時間 : 09:30～17:00

投票場所 : 在ミラノ日本国総領事館

Consolato Generale del Giappone a Milano

Via Privata Cesare Mangili 2/4 20121 Milano (MI) Italia

※ 4 番地の領事窓口ではなく、2 番地の入り口からお入りください。

投票に必要なもの : (1) 在外選挙人証 (原本)

(2) パスポート等の写真付き身分証明書 (有効期限内の原本)

* 在外公館等投票を実施している公館であれば、お住まいの国でなくても投票できます。実施公館の投票期間・時間については、[外務省ホームページ](#)ご確認ください。

郵便等投票

郵便等投票をされる方は、登録先の市区町村選挙管理委員会委員長に対して投票用紙等を請求の上、投票してください。具体的な手続、日程等の詳細については、[外務省ホームページ](#)を参照いただくとともに、登録先の市区町村選挙管理委員会にお問い合わせください。

郵便等投票の手続には一定の時間がかかりますので御注意ください。なお、郵便等投票のための投票用紙等の交付を受けた後でも、在外選挙人証を提示し、交付済みの投

票用紙等を返還することにより、在外公館等投票に変更することができます。

日本国内における投票

在外選挙期間中に一時帰国する場合や、帰国後国内の選挙人名簿に登録されるまでの間（転入届提出後 3 か月間）は、登録先の市区町村選挙管理委員会が指定した投票所等で、在外選挙人証を提示して投票することができます。詳細については、[外務省ホームページ](#)を参照いただくとともに、登録先の市区町村選挙管理委員会にお問い合わせください。

3 選挙公報・候補者情報

- ・ 公示後、選挙公報が各選挙管理委員会のホームページに掲載されます。
- ・ 候補者情報については、[総務省ホームページ](#)から確認してください。